
農業を巡る情勢と農業委員会の活動について

令和 2 年 3 月
全国農業委員会ネットワーク機構
(一 社) 全 国 農 業 会 議 所



1. 「食料・農業・農村基本計画」の見直し佳境に

1. 「基本計画」とは

○「食料・農業・農村基本法」（1999年・平成11年）に基づき5年ごとに「食料・農業・農村基本計画」策定（5回目）

2. 検討スケジュール

月日	審議会・企画部会等	検討項目
9月6日	食料・農業・農村政策審議会・第1回企画部会合同会議	諮問
9月19日	第2回企画部会	食料の安定供給の確保
10月9日	第3回企画部会	農業の持続的な発展
10月30日	第4回企画部会	農村の振興、災害、団体の再編整備
11月12日	第5回企画部会	食料自給率、食料自给力、構造展望、農地面積の見通し
11月下旬	現地調査・地方意見交換会	
11月26日	第6回企画部会	新たな課題等
12月9日	第7回企画部会	これまでの議論の整理、基本計画の構成
1・2月	企画部会	基本計画の骨子案、原案等について議論
3月25日?	食料・農業・農村政策審議会	答申 → 閣議決定

3. 農業委員会組織としての農業者の意見の積み上げ・反映

小規模、家族経営、地域等への配慮

(1) 令和元年全国農業委員会会長大会（5/27）政策提案決議

→「食料・農業・農村政策の強化に向けて－人と農地対策を通じた地域の再生を目指して－」

- ①農地利用最適化を推進する担い手・農地対策の強化
- ②地域実態に即した農業・農村振興対策、③農業委員会等の整備

(2) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会（11/28）要請決議

→新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた要請決議

- ①農地総量の目標設定に当たっては多様な農地利用のあり方を踏まえること
- ②新規就農の入り口対策と円滑な経営継承のための支援対策構築
- ③多種多様な人の定住を可能とし、多様な働き方、生活が展開出来る農村政策の確立

1月7日：江藤農林水産大臣記者会見

生産基盤の強化ということ、それから日本の農業の構造においてですね、大きな農家ももちろん支えていかなければなりません、規模にかかわらず、地域を支えていく、地域政策についてですね、しっかりとした内容をこれには含ませていただきたいと思っております。

2. 「所有者不明土地」問題に対応する法律と今後の検討方向

1. 「農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律」 [農林水産省：平成30年5月11日成立]

- ①相続未登記農地等について農業委員会の探索・公示の手続きに基づく農用地利用集積計画のみなし同意の制度化、
- ②共有持分の過半の同意や知事裁定による利用権の存続期間を5年から20年に延長。

2. 「国土審議会土地政策分科会特別部会」とりまとめ公表 (平成31年2月27日・国土交通省)

- 所有者等の責務及び役割や土地を手放す仕組みの関係において、所有者による利用・管理が困難で、かつ、地域での利用・管理までは不要とされた土地について、一定の条件を満たす場合、国が取得するなどの論点を提示。今後、国土審議会において土地基本法等の改正に向けて検討が行われる予定。

3. 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」→法制審議会等で精力的な検討中 (令和元年6月14日・所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

- ①土地所有に関する基本制度の見直し (土地所有者の責務や適切な利用・管理の促進策に関して来年、土地基本法の改正)
- ②地籍調査の円滑化・迅速化 (地籍調査の手続きの見直しや効率的な調査方法の導入等に向けた国土調査法の改正)
- ③民事基本法制 (民法・不動産登記法) の抜本の見直し (相続登記の申請を土地所有者に義務付け、効率的な不動産登記情報更新の方策、遺産分割に期限を設ける方策、土地所有権の放棄を可能とする方策 (放棄の要件や認定・費用負担のあり方等)、所有者不明土地の発生予防、民法の共有制度の見直し等) について、2020年までに必要な制度改正を実現。

4. 民法・不動産登記法 (所有者不明土地関係) 等の改正に関する中間試案 (令和元年12月3日・法制審議会民法・不動産登記法部会)

- ①相続登記の義務付け ②土地所有権の放棄 ③遺産分割に期限設定 ④共有制度の見直し 等
→パブリックコメント実施中 (～3月10日)

3. 規制改革推進会議の動きと令和2年度税制改正主要事項

1. 規制改革推進会議の常設化

- 10月1日：規制改革推進会議新体制に
→農業に知見のある委員参加：新山陽子氏（立命館大学教授・全国農業会議所個人会員）
- 12月2日：農業WGスタート

今期の主な審議事項

- ①若者の農林水産業への参入促進
- ②スマート農林水産業

重点フォローアップ事項

- ①新規就農支援、②農協改革、③漁業改革、④スマート農業、⑤農地利用－農地利用の促進に係る規制の見直し
→農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話し合いのコーディネーターとして積極的に参加することを確保する等、地域における農業者等による協議の場の実質化の状況について確認を行う）
→底面を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱い（過去転用）

2. 令和2年度税制改正主要事項

（1）新規・拡充事項

- ①人・農地プランの中心的経営体に位置づけられた認定新規就農者に利用させるため、JA等が取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の創設（固定資産税）
- ②農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合、機械等の割増償却の対象業種に農業資材の卸売・小売業を追加（所得税・法人税、登録免許税）

（2）延長事項

- ①農業経営基盤強化準備金制度の1年延長（所得税・法人税）
- ②農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税・還付措置の3年延長（石油石炭税）
- ③農地中間管理機構への貸付による農地の保有に係る課税の軽減措置の2年延長（固定資産税・都市計画税）

4. 令和2年度農業委員会関係予算①

○農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化 26,550（24,853）百万円

			(百万円)
1	農業委員会交付金	農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当に必要な経費を交付	4,714 (4,714)
2	機構集積支援事業	所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農業委員会が行う人・農地プランの実質化に向けた話し合い、農地情報公開システムの改良等を支援	3,021 (2,864)
3	農地利用最適化交付金	農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付	5,682 (5,058)
4	都道府県農業委員会ネットワーク負担金	都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援	523 (515)

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可、遊休農地に係る調査等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）



農業委員・推進委員による最適化活動

- ・農地所有者の意向把握
- ・集落での話し合い 等



サポート

委員の積極的な活動を支援

農地利用最適化交付金

農地法等に基づく業務を支援

機構集積支援事業

都道府県農業委員会ネットワーク機構

全国農業委員会ネットワーク機構

< 5年後見直しを踏まえた主な改善点 >

○ 人・農地プランの実質化の推進

- 【人・農地問題解決加速化支援事業、機構集積支援事業】
人・農地プランの実質化に向けた地域の話合い等への支援の充実

○ 機構集積協力金交付事業の改善・重点化

- 【地域集積協力金】 ※中山間地農業ルネッサンス事業に位置付け6割を優先格化
①単価：固定化、平均2割引き上げ
②要件：中山間地域を平地の1/5に緩和（最低機構活用率4%）
- 【集約化タイプ】担い手同士の農地交換も支援
- 【経営転換協力金】令和5年度までに段階的に縮減・廃止
- 【農地整備・集約協力金】対象：「農地耕作条件改善事業」

○ 人・農地プランの実質化による交付基準への反映

- 【農地利用最適化交付金】
実質化したプランに位置付けられた集積の予定面積を成果として評価等
- 【地域集積協力金】 実質化したプランの策定地域を対象
- ※ 令和2年度までは、プランの実質化に向けた工程表が作成されている場合を含む

4. 令和2年度農業委員会関係予算②

(百万円)

農地中間管理機構事業	機構の事業費（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進費を支援します。 機構の農地買入等に対する利子助成を行う	6,303 (6,273)
機構集積協力金交付事業	①人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等 に対し、協力金を交付。 ②基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力金を交付。	5,737 (5,105)
人・農地問題 解決加速化支援事業	○異業種との連携により中心経営体を目指すモデル構築の取組や高齢化し た担い手の経営継承計画の作成を支援。 ○人・農地プランを実質化させるため、話し合いを円滑に進めるために必要 な実務経験豊富なコーディネーター（専門家）の派遣を含めた取組を支援。	503 (257)

※人・農地問題解決加速化支援事業－人・農地プラン推進予算

1. 人・農地プランの実質化活動

- 農地所有者等へ今後の農地利用に関するアンケートの実施
- 地図による現況把握
- コーディネーター役を担う者を対象とした研修の実施
- 集落・地域における話し合いを行うための会合の開催
- 検討会の開催
- 人・農地プランの周知、フォローアップ等

2. 専門家（コーディネーター役）の派遣等

- 話し合いを円滑に進めるため、実務経験豊富な専門家（コーディネーター役）を市町村が派遣
- 経営改善計画のフォローアップ及び再認定

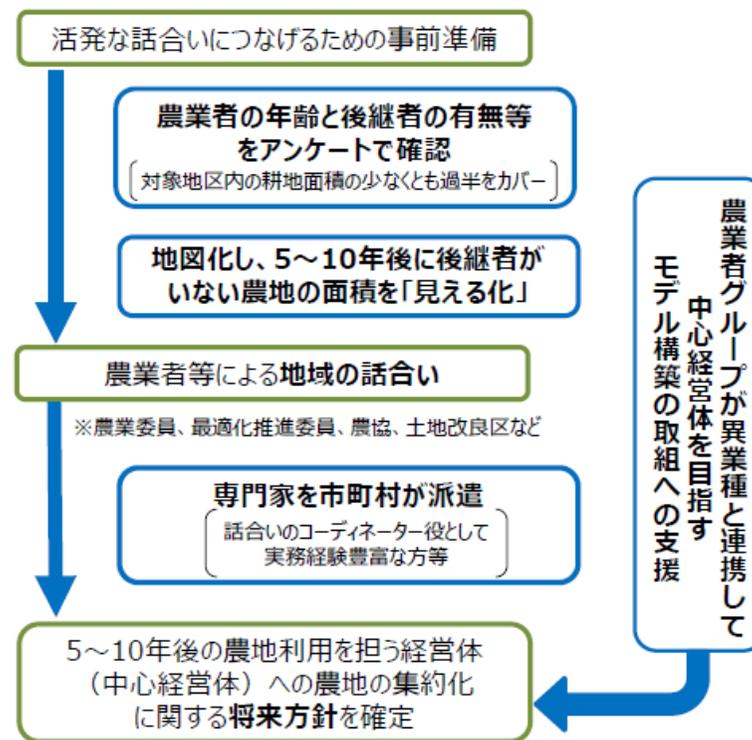
3. 市町村・都道府県の推進活動

- 事業説明会、意見交換会の開催経費
- 市町村の活動費（職員の超過勤務手当、アルバイト賃金等）

4. 農業者グループが異業種と連携して中心経営体を目指すモデル構築

- 農業者グループ（複数戸）が販売事業者等と連携して地域を担う人・農地プランの中心経営体を目指すモデル構築のため、必要なコンサル派遣や機械の整備等に係る経費を支援

※事業実施主体は市町村・農業委員会（1～3）



5. 農業委員会をめぐる情勢

(1) 新制度施行以降2度目の改選がスタート

- ① 2016年度新体制移行した287委員会は本年度改選を迎え(て)る
- ② 2017年度新体制移行委員会約1000委員会が来年度改選期を迎える

→旧委員から新委員への担当地区レベルの業務引継ぎが重要

重要!

意向把握
&
話し合い活動

人・農地プランの実質化に向けての最重要業務。来年7月の改選時に活動が盛り下がらないよう、旧委員から新委員へしっかりと引き継ぐべき必要がある。



旧委員から新委員へ
業務引き継ぎ書

現在、職員協議会にて
雛型作成中!

(2) 農業委員会法改正5年後見直しを見据えた対応

- ・2016年度改正法施行を踏まえると、2021年度に農委会法の見直し実施が見込まれる
- 2020年オリンピック終了後に規制改革会議・与党の見直し議論のプロセスに突入か・・・
- 2019年度の「農地利用の最適化」の実績が大切

(3) 多発する農業委員会の不祥事 = 1年間に逮捕等4件：(昨年10月に会長逮捕が2件)

- ・収賄逮捕、農地法違反書類送検、逮捕、研修昼食時飲食報道→綱紀保持、解体的出直の必要性
- ・10月25日、30日：全国農業会議所会長、農水省経営局長「綱紀粛正の徹底」
- 全委員会で申し合わせ、コンプラ研修等

6. 「農地利用の最適化」とは－今ここにある危機

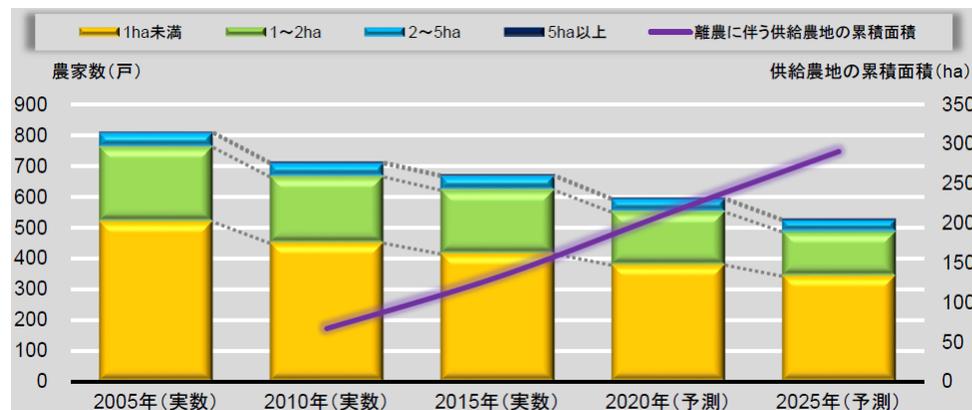
(1) 制度発足時（昭和26年）と現在

	農地面積	農業就業者数
制度発足時	600万ha	1,400万人
現在	440万ha	200万人

→人と農地の関係が真逆に！

(2) 離農による供給農地の増大

〇〇県〇〇市の家族経営体数と離農に伴う供給農地の累計面積の推移と将来予測



2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報：農研機構

(1) 農地利用の最適化 = 担い手への農地の集積・集約、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進

→**農地を守り、活かし、耕し続ける**ために取り組む

(2) 6条第1項 + 6条第2項 = 現在の農地管理 + 未来の農地管理

(3) 遊休農地対策：一度荒れた農地を元に戻すには相当の労力と費用が必要 → 耕せる状態のうちに手を打つ

(4) 農地利用の最適化とは「**今耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人へ（農地中間管理機構等を活用して）次の農業者へバトンをつないでいく**」こと

(5) そのためには、**農家の意向を把握**と、**地域の話し合い活動**を通じて農地の利用調整を図る必要がある

※**農地利用の最適化 = 農家の「意向把握」 + 地域の「話し合い活動」** → **農地を守り、活かす**

農地利用の最適化は・・・

「**いま耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人（次の農業者）へバトンをつないでいくこと**」

その為には、現在自分の地域の農業者がどのような意向（規模拡大・縮小・維持等）を持っているのか、また、その意向を地域でどのように汲んで（叶えて）いくのかを話し合う必要がありますね！



7. 農地利用の最適化業務の明確化・重点化

○農地中間管理事業の推進に関する法律（一部改正）抜粋（農業者等による協議の場の設置等）

第二十六条 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

2 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めように努めるとともに、当該協議の参加者に対し、農地に関する地図を活用して、地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供するように努めるものとする。

3 **農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向**その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、**委員及び推進委員**（農業委員会等に関する法律第17条第1項に規定する推進委員をいう。）**の第一項の協議への出席**その他当該協議の円滑な実施のために**必要な協力を行うものとする。**

農業委員会の役割が
明確化・重点化

時期	事項
令和元年5月17日	農地中間管理事業等改正法成立
5月24日	公布
6月26日	人・農地プランの具体的な進め方について（経営局長）
11月1日	第1次施行 ○農地中間管理事業手続きの簡素化 ○農地所有適格法人の特例 等
令和2年4月1日	第2次施行 ○円滑化団体統合一本化 ○認定農業者国・都道府県認定



農業委員・推進委員による最適化活動

・農地所有者の意向把握

・集落での話し合い 等



8. 「人・農地プラン」と「人・農地プランの実質化」について

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」といいます。）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるもの。

○「人・農地プランの実質化」とは（要件）

①アンケートの実施	人・農地プランの作成に取り組む地区（以下「 <u>対象地区</u> 」といいます。）の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。
②現況把握	対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。
③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成	対象地区を原則として集落ごとに細分化し、 <u>5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針</u> を定めること。

○将来方針のイメージ（例）

A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者 a、b が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

そのためには……………

対象地区で現に耕作を行う中心経営体が引き受けられる農地面積と将来的に貸付け等が見込まれる農地面積を比較し、中心経営体が引き受けきれない農地をどうするか考え、話し合うことが有効です。

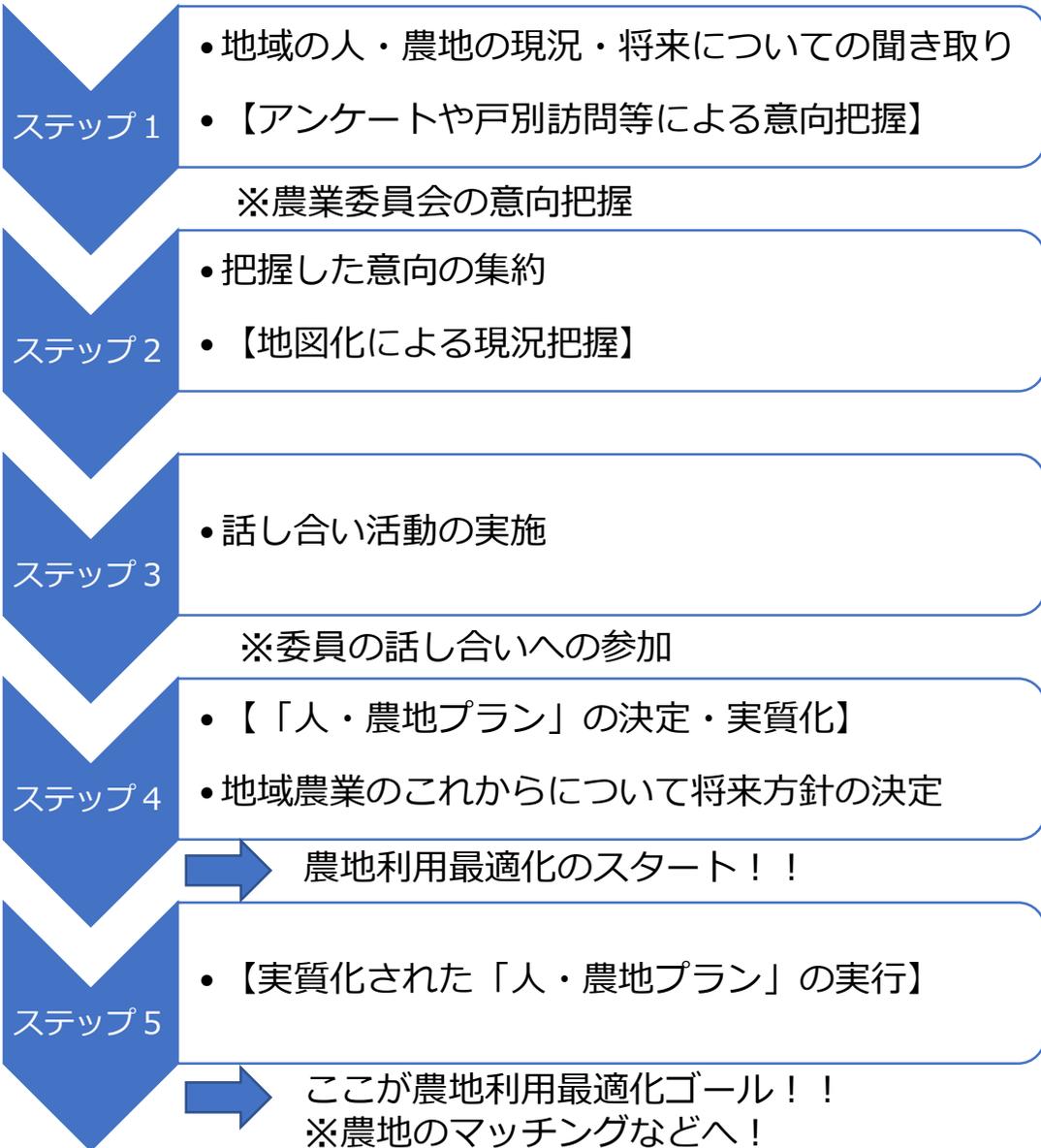
（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
	貸付け	作業委託	売渡
1〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
4〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

9. 「人・農地プラン」の5ステップと農業委員会の取り組み

農業委員会の「人・農地プラン」の取り組みについて



1. 市町村との連携体制の構築
 - ①市町村長の下、農業委員会、JA、土地改良区等関係機関団体による推進体制構築急務
→協定書、地区に拠点（JA支店等）
 - ②農業委員、推進委員の担当地区（プラン）決定

2. 地域の農業者への周知
 - ①意向把握、話し合い等を農業者へ伝えるーチラシ、農業委員会だより
 - ②話し合い活動へ地域の農業者の参加の勧誘、人集め

3. 「意向把握」と「話し合い」
 - ①「重点化・明確化された農地利用の最適化①～⑤」参照
 - ②「話し合い」の方法、技術の習得（ワークショップ方式の場合）

4. 「話し合い」の取り組みは、従来の「農地利用最適化の取り組み」と基本は同じ
 - ①アンケート、戸別訪問等による意向把握
 - ②結果を地図化
 - ③話し合い→農地の貸借意向をもとにマッチング

10. 「人・農地プラン」の取り組み状況と今後の課題

1. 人・農地プランの実質化の取り組み状況（令和元年8月末）

既に実質化している区域	実質化に取り組む区域	実質化が見込まれる区域（計）
9,926集落	31,816集落	41,042集落
約145万ha	約198万ha	約343万ha
33%	45%	78%

※全国2割以上の農地で実質化が見込めない...

2. 「人・農地プラン実質化の推進における留意事項について」 （農水省経営政策課長・農地政策課長連名通知）令和元年12月17日

①工程表作成区域の課題

- ・地域の話し合いへの農業者の参加促進
- ・アンケート・地図作成を行う人員や話し合いのコーディネーター役の不足

②工程表未作成区域の課題

- ・将来の地域農業の姿が描けない
- ・実質化に取り組むメリットが感じられない

3. 農業委員会の取り組み事項（令和2年1月20日：農水省経営局）

- ・農業委員会は、農地中間管理事業法改正で、その役割を明確に位置づけたところであり、地域の話し合いが円滑に進むように、現場における実質化の取組を推進する。
- ・農地のマッチングや農地中間管理機構の活用につながるよう、農地利用の意向把握に徹底して取り組む

1.1. 重点化・明確化された農地利用の最適化① – 所有者の意向把握

I 農家等の意向調査（≒戸別訪問の実施）

① 「現在、耕作されている農地」に関する意向調査を戸別訪問または郵送等により実施。可能であれば地図に情報を落とし込む（意向別や耕作者の属性に応じて色分け）。

② 調査項目は地域の実態に応じて任意に設定。（☆は必須）

③ 調査結果は関係機関・団体と共有し、農地のマッチングにつなげる。

アンケート

1 現在所有する農地は自作ですか、貸付ですか
① 自作 ② 貸付

2 ①自作の方について
今後5年以内に貸し付けの希望はありますか
① ある ② ない

①あるとお答えの方
貸したい農地

所在地	田・畑別	面積㎡	貸付先(希望があれば)

3 1で②貸付とお答えの方
現在の貸付地

所在地	田・畑別	面積㎡	貸付先

4 貸付料(賃料)について
10a(1反)当り、どの程度が妥当と考えていますか

田の場合

30キロ玄米何袋 ① 袋
以下は土地改良済の場合にお答えください
水代 ① 地主負担 ② 借主負担
土地改良負担金 ① 地主負担 ② 借主負担

畑の場合

① 無料 ② 有料
(希望金額10a当り)

5 今後、出来れば農地を処分(売る)したいと思いますか
① 思う ② 思わない

6 法人化、規模拡大などを考えている方は是非ご相談下さい

相談の希望があれば
ご自宅にお伺いします
是非ご連絡してください

農地利用最適化推進委員 ○○○○
住所
電話



- 意向把握ははじめざっくり、だんだん詳細に...
- アンケート方式の場合は記入してもらいやすい工夫を – 台帳データの流し込み
- 農地台帳の補正業務・調査とのリンクも検討を

設問	選択肢
1 年齢	—
2 所有農地の状況	①面積 (a) ②筆数 (筆)
3 農地の管理状況	①自作 (a) ②貸付 (a) ③不耕作 (a)
4 今後の経営意向	①現状維持 ②規模拡大 ③規模縮小
5 今後の農地管理意向	①売却 (a) ②貸付 (a) ③購入 (a) ④借入 (a)
6 農地貸借等時期	① 1年以内 ② 1~2年後 ③ 3~5年後 ④ その他
7 農業後継者	①いる ②いない

問10 農地の状況についておたずねします。該当項目を訂正・追記してください。

所在	現況地目 登記簿地目	現況面積(㎡) 登記簿面積(㎡)	農振 区分	所有者 借受/転貸人	適用法 耕作状況	始期 終期	農年特処 相続猶予	今後の 活用意 向※
(000001) (000001) (000001)								
京山市太田町西町 4-6	畑 畑	3,000 3,000	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好			
(000001) (000001) (000001)								
京山市太田町西町 4-7	畑 畑	2,500 2,500	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好			

11. 重点化・明確化された農地利用の最適化②—話し合い活動

II 話し合い活動

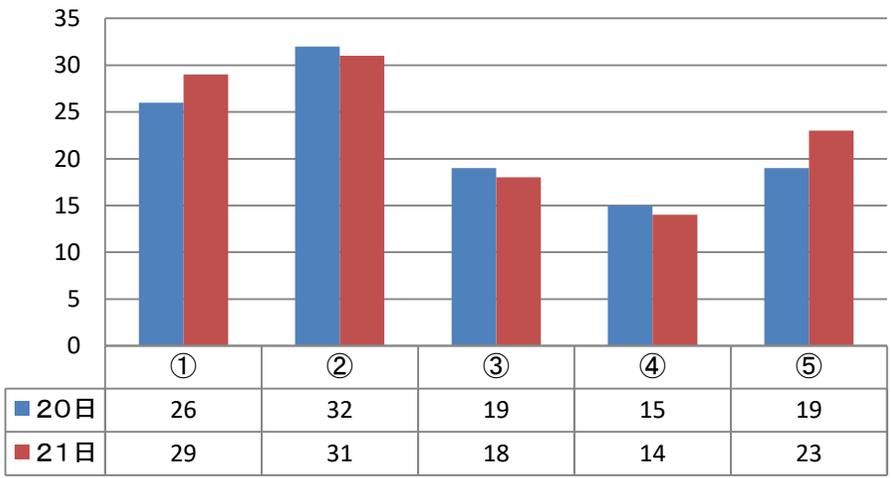
- ① 話し合いのための検討会へ構成員として積極的に参画
- ② 農業委員・推進委員は話し合いに参加し、調整役（コーディネーター）などを担う
→話し合いへの参加の呼びかけも委員の重要な役割の1つ



※「人・農地プラン」等地域の話し合いにおいて
農業委員会が期待されている役割

	項目	内容
必ず実行 する	委員の立場で話し合いに参加	まずは話し合いに参加し、地域の状況を把握する。
	話し合いへの参加呼びかけ	様々な立場の人が参加すると議論が活発に。地域の代表者である委員から声をかける。
取り組む限り できる	進行・集約 (その補助)	参加者の意見を引き出しつつ、時間内に話し合いがまとまるよう進行や意見集約のフォローを行う
	現場活動報告 (意向把握結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・意向把握実施済みもしくは実施中の場合、その状況報告を行う ・不参加の人の意向を説明
	話題提供	<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理事業、関連事業の大まかなPR（詳細は事務局等）や各地の先進的な取り組みを紹介 ・条件不利地域等でネガティブな発言が多い場合は、前向きな雰囲気になるような発言を心がける。

地域の話し合いのできる事



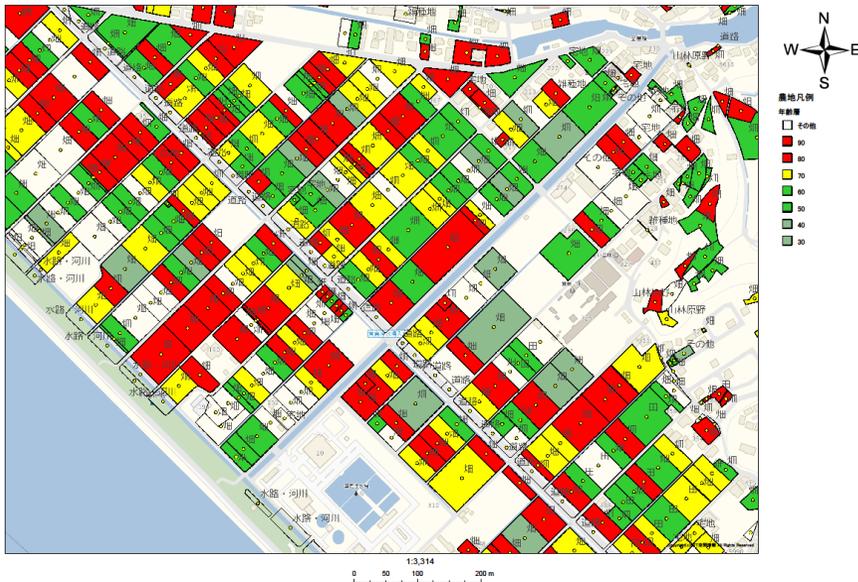
(一社) 岐阜県農業会議調べ
「コーディネーター研修会」に関するレポート

- ①地域の方への話し合い参加の呼びかけ
- ②話し合いが前向きに進むような助言やフォロー
- ③全国農業新聞記事・事例などの参考情報の提供
- ④話し合いの進行役
- ⑤話し合いの進行補佐・書記

1.1.重点化・明確化された農地利用の最適化③－地図を持って出かけよう！

農地情報公開システム等で耕作者の現況図をプリントアウトして、いざ現場へ！

①手始めは年齢階層図から

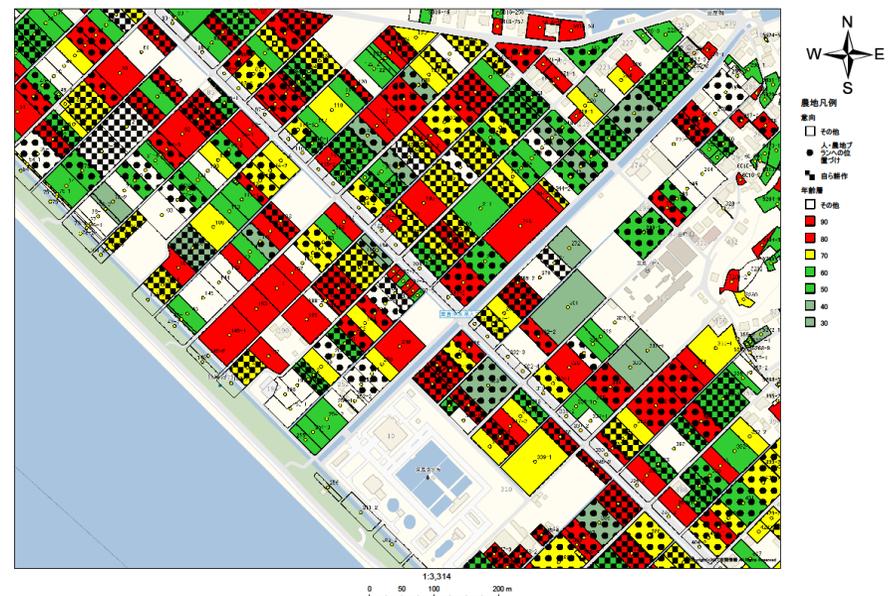


※黄色70歳代、赤80歳代、橙90歳代
※高齢化が進行していることが一目瞭然
※アンケートに答えたり話し合いに参加する気運醸成のきっかけに！

○更新をしていなくとも生年月日情報が入力されていれば年代別の現状表示可能

②昨年8月から異なる要素を重ねて表示可能に

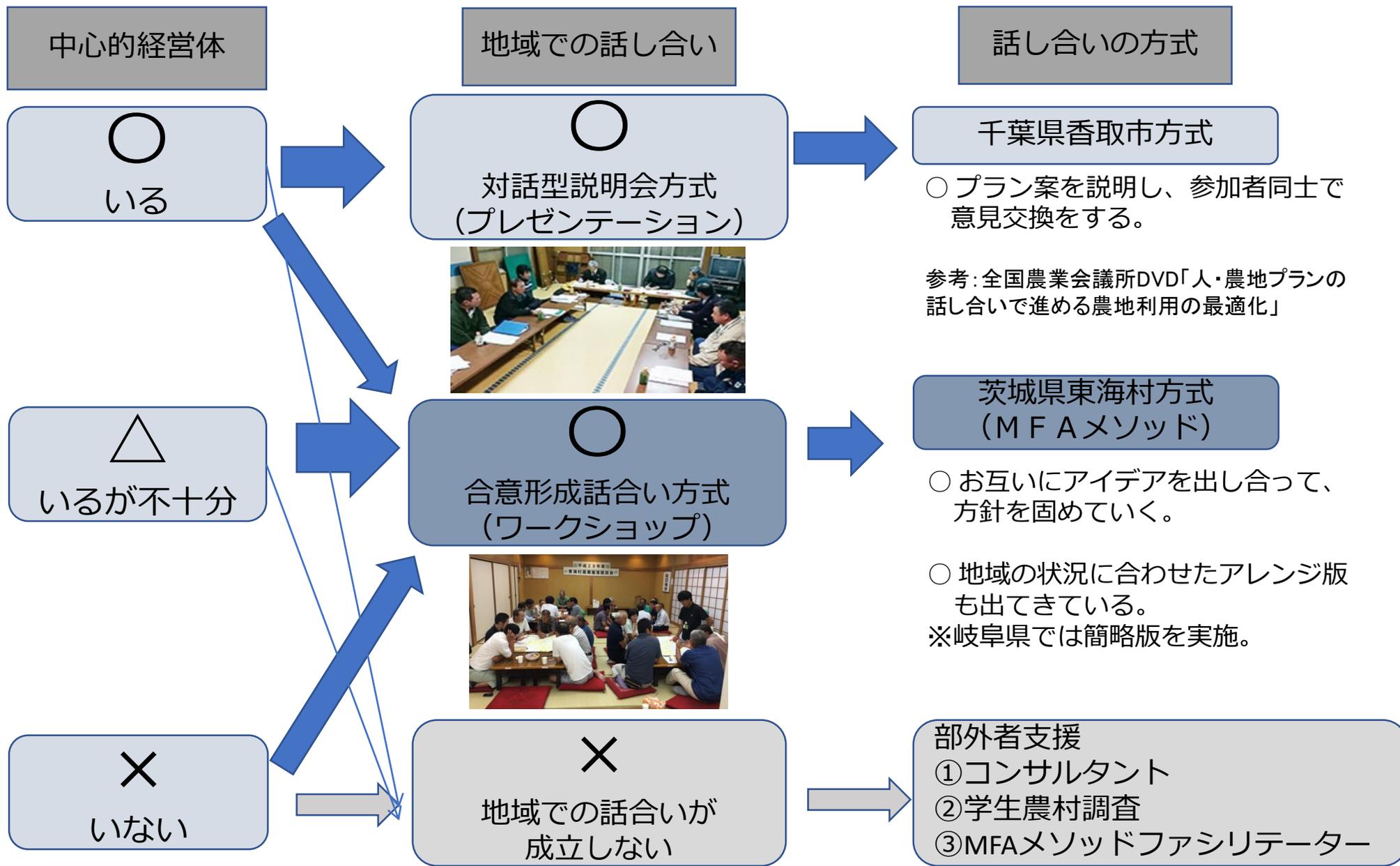
※意向把握結果等を表示可能に！



※黒ドットは「自ら耕作」、「プランに位置づけ（貸付意向）」
※黒ドットの無い農地の耕作者の意向把握すればプランの相当部分は完了...？

○更新業務の一環で「後継者項目」入力すれば後継者有無表示が可能となりプラン要件の現況図完成！

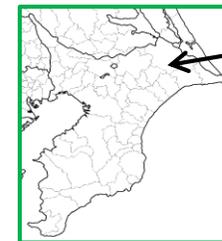
12. 地域の実情に応じた話し合い活動の方式



13. 地域での話し合いの事例①（千葉県香取市農業委員会①）

【農業委員会の体制】（平成28年4月1日移行）

- 新体制：農業委員19人、農地利用最適化推進委員24人、事務局職員7人
- 旧体制：農業委員43人、事務局職員7人



香取市

1 地区の特徴・状況、課題

- 千葉県の北部に位置し、利根川流域の広大な水田地帯と下総台地上の畑地帯及び谷津田地帯に分かれており、耕地面積は11,300haを有する。
- 水田7,790ha（県全体の約1割）を有するが、汎用型水田の整備率は約4割で、谷津田地帯など耕作条件の悪い農用地では農地の遊休化が問題となっている。また、農業経営者の高齢化による離農者が増加している。

2 活動の成果

- 平成26年度から29年度5月までの機構借受面積は224.4ha(272件)と千葉県第1位の実績



3 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

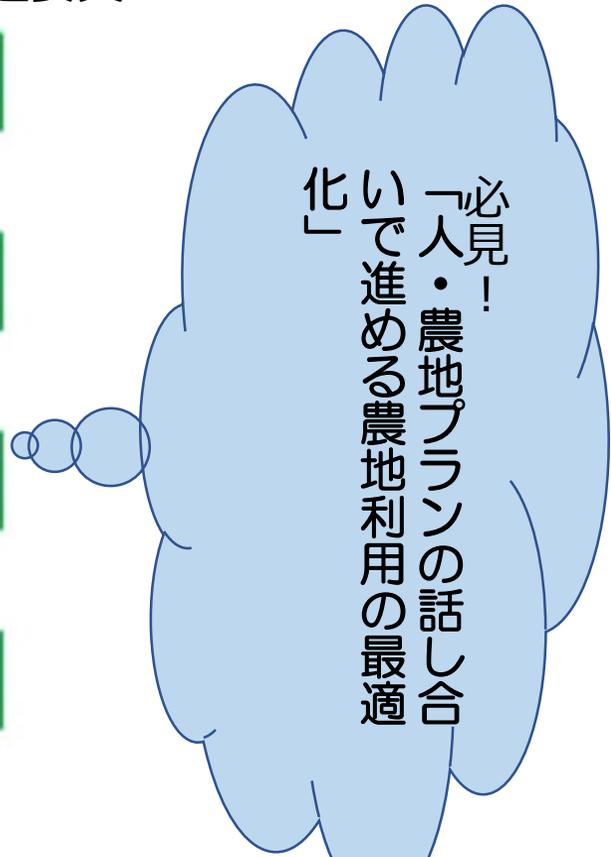
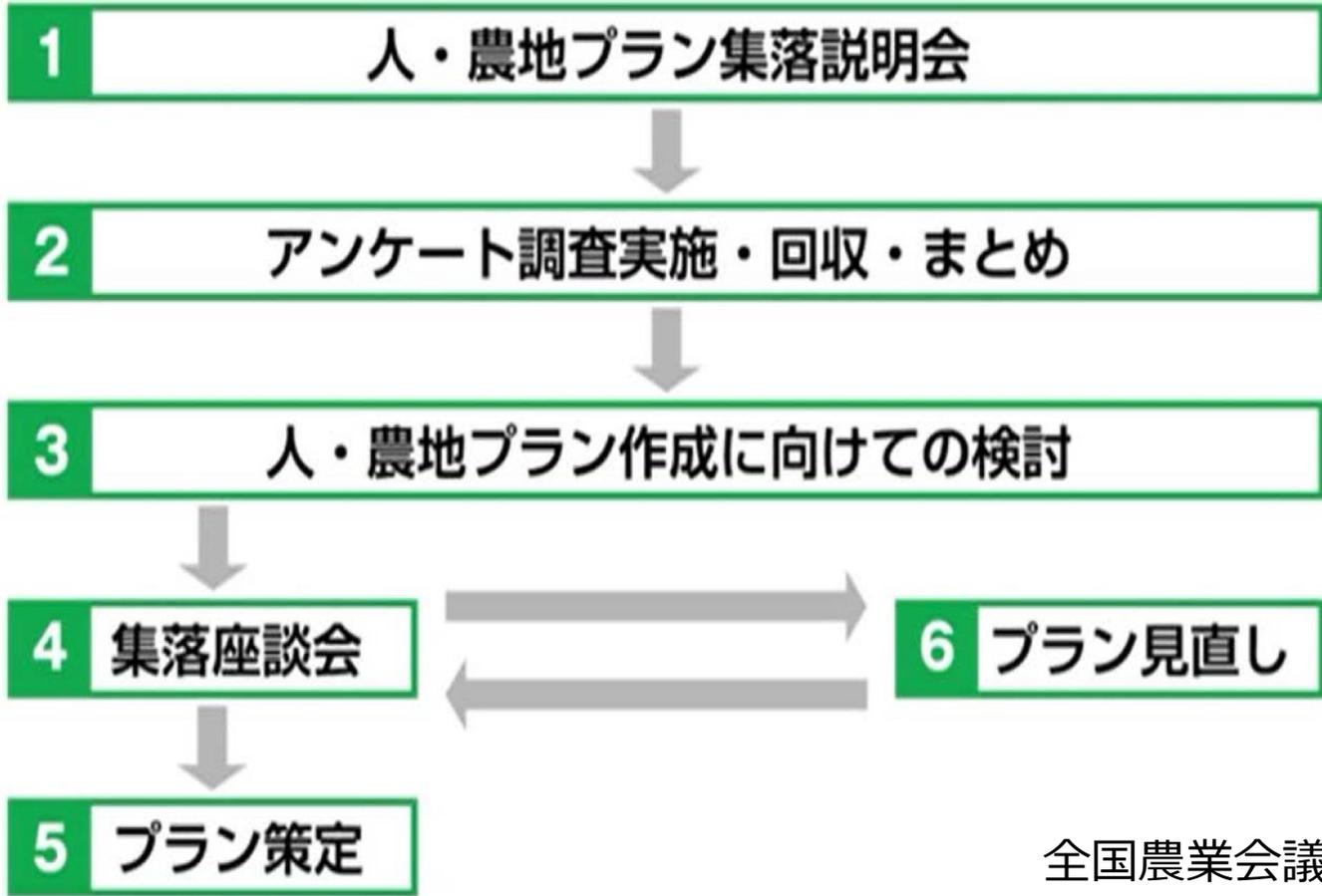
- 同市では、平成24年から農業委員会と農政課の協力体制のもと、人・農地プランの策定・見直しを積極的に支援し、**市内128地域中41地域で人・農地プランが策定されている**（平成29年9月末現在）。
- プラン策定の支援は、市の農政課が窓口となり、まずはプラン策定意欲のある地域で説明会を開催する。その後、全戸農家へアンケート調査を配付・回収のうえ、集落座談会を数回開催し、**地域の合意形成を十分に図ったうえで人・農地プランを決定している**。
- このなかで、農業委員と農地利用最適化推進委員は、担当地域の「人集め」の役割を果たす。地域で信頼されている両委員が参加を促すことで、多くの地域から説明会をやってみたいという要望が集まり、**農業委員会が新体制になった28年度だけで、12地域でプランが策定された**。また、年3回発行する農業委員会だよりにプラン策定の概要や実績を掲載するなど、農家への意識付けも継続しておこなっている。
- **策定されたプランを具現化する形で、集落営農組織の6つが法人化（構成員5～12名）され、平成29年9月末時点で各法人の利用集積面積の合計は約227ha（うち中間管理機構活用が約181ha）になった**。各法人の利用集積はすべて農業委員と農地最適化推進委員のマッチング活動による実績である。法人の設立登記等の実務支援は千葉県農業会議、営農計画の作成支援は農業事務所が担うなど、横の連携体制も整っている。
- 同市は現在もプラン策定中が11地域存在するなど、プラン策定に向けた取組がさらに加速化しており、30年度までに66地域での策定を目指している。

13. 地域での話し合いの事例①（千葉県香取市農業委員会②）

(参考) 千葉県香取市における「人・農地プラン」策定の流れ

※集落説明会、集落座談会における役割分担が明確

- ① 人集め・声かけ→農業委員、農地利用最適化推進委員、区長等
- ② 座談会等の進行→農業委員、農地利用最適化推進委員、区長等
- ③ 事業等の説明 →行政機関+農業委員、農地利用最適化推進委員



1 4 . MFAメソッド（茨城県東海村方式）について

※推奨する理由

- ①平成28年度茨城県東海村農業委員会はこの方式で村内14箇所集落座談会を実施。その中で新規就農者へ農地中間管理機構を通じて農地を集積する実績を確保
- ②平成30年度全国農業会議所、都道府県農業会議が実施する会議でこの手法を取り入れたところ参加者評価高く普及性が高いと判断

1. MFAメソッドのポイント

=参加者の主体性が引き出される=

- ①全員もれなく発言
 - ②全員の考えが視覚化
 - ③考え方の絞り込みでアイデアが導き出される
 - ④アイデアの優先順位が決まる
 - ⑤アイデアの合意が図られる
- * アイデア = 解決方法

2. MFAメソッドの方法論

- ①付箋紙に書き出す
- ②模造紙に付箋紙を張り出す
- ③付箋紙をグルーピング（共有）する
- ④グループごとにアイデアを絞り込む
- ⑤絞り込まれたアイデアをプレゼンする
- ⑥プレゼンを基に一人三票で投票する

※KJ法との違い

- ①「話す会議」から「書き出す会議」へ
- ②話し合いは「量から質」の2段階で
- ③意見の整理は自分たちで
- ④結論は多数決から投票へ
- ⑤楽しい雰囲気大切に

15. 地域での話し合いの事例②（茨城県東海村農業委員会①）

【農業委員会の体制】（平成28年4月1日移行）
○新体制：農業委員14人、農地利用最適化推進委員6人、事務局職員4人
○旧体制：農業委員17人、事務局職員3人

1 地区の特徴・状況、課題

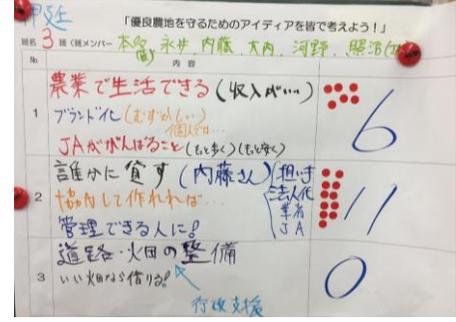
○ 茨城県の県庁所在地である水戸市の北東へおよそ 15kmにあり、太平洋に面している。低地は水田(285ha)、台地は畑地(255ha)として活用し、サツマイモ等の栽培が盛んである。農業者の高齢化により、耕地の利用率が低下している。

2 活動の成果

○ 規模拡大を希望していた認定農業者を中心に農地集積を達成した。
(集積率:平成26～28年度:8.9ha→平成29～30年度:約55ha)

3 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

- 平成28年6月から8月にかけて、**村内14集落でワークショップ形式による集落座談会を開催**。主催した農業委員会と村の農業政策課だけではなく、JAなどの農業関係者や農業関係者以外の人も参加した。
- **座談会は1集落当たり3回実施**。i)現況の把握・情報の共有、ii)5・10年後の理想を語る・決める、iii)5・10年後の理想への到達方法を語る・決める—をそれぞれの会で話し合い、農業を通した「まちづくり」という観点で話し合いを進めた。
- 座談会を行うに当たっては農業委員と農地利用最適化推進委員が事務局と一緒に自ら声掛けをした。また、参加者の満足度を高めるような雰囲気づくりを徹底した。参加者アンケートによると、約9割がワークショップ方式を支持している。
- ワorkshop方式による座談会が功を奏し、農地中間管理機構への集積面積は、**平成29～30年度には約55haと平成26～28年度の約8.9haから5倍近くの集積を達成した**。特に、規模拡大に伸び悩んでいた北海道出身のネギを中心に生産する40代後半の認定農業者への集積が実現した。



15. 地域での話し合いの事例② (茨城県東海村農業委員会②)

従来型座談会－遊休農地を減らすには

- ① 行政vs住民
- ② 課題は見つかるが決定事項が実行されない
- ③ 声の大きい人の意見が通る←多数決(一人一票)
- ④ 参加者満足度低い、継続しない
- ⑤ 参加者は男性ばかり、時間にルーズ

東海村方式－優良農地を守ろう

- ① 行政・住民全員参加
- ② 課題明確化、合意形成型なので決定事項が実行される
- ③ 参加者全員納得←一人三票
- ④ 参加者満足度高い、継続する
- ⑤ 参加者は老若男女、時間厳守

東海村の座談会進行表

○○区農業集落座談会進行表(例)		
期 日	平成○○年○○月○○日(○)	
会 場	○○区自治会集会所	
ファシリテーター(F)	農業委員会事務局長	
時 刻	持ち時間	内 容
6:30	10	あいさつ(転作実践委員会委員長・建設農政部長又は農政課長)紹介(JAセンター長 等) ・ 農業委員、最適化推進委員の紹介も含む
6:40	2	趣旨の説明(F)
6:42	8	自己紹介(1分間/人 : 最近の出来事で嬉しかったことも入れる)
6:50	5	アイスブレイク:話し合いのきっかけづくり (班対抗ゲーム:例 村内の小学校の児童数の多い順に並べなさい)
6:55	2	ワークショップの3つルール(F) ・自分ばかり話しません ・頭から否定しません ・楽しい雰囲気大切にします
6:57	3	テーマの説明(F) 「優良農地を守るためのアイデアを皆で考えよう！」 ・簡単に村内の現況紹介 ・ポイント 他
7:00	5	書き出し(個人で考える) ※ポストイットの書き方を説明する ※これについて考えられる意見を出来るだけ多く書いてください。

7:05	25	グループ共有(25分) ※共有の仕方の説明もする
7:30	20	グループ絞り込み(20分) ※グループで3つの意見に絞る ※絞り込みも協議する
7:50	20	グループ発表(2分~3分/班、全て3分以内で終了:バルで合図) ※なぜ、この3つに絞ったのかの事由説明を受ける
8:10	5	投票及び結果発表 ※全体で優先順位を決める ※自分の班以外に投票(3票/人)する
8:15	10	講評(農政課長・JA等)
8:25	4	参加者アンケート
8:29	1	閉会の挨拶(転作実践委員会委員長)
8:30		解散

膝詰めで協議－注目・机隙間無し



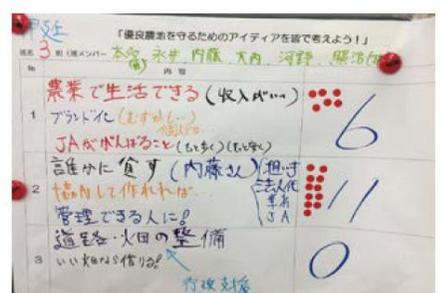
協議結果をプレゼン



プレゼン結果をもとに全員で一人三票投票



投票結果



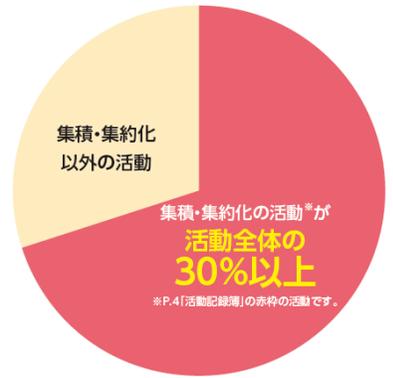
16. 農地利用最適化交付金の運用改善について

○農地利用最適化交付金の運用見直しのポイント（概要）

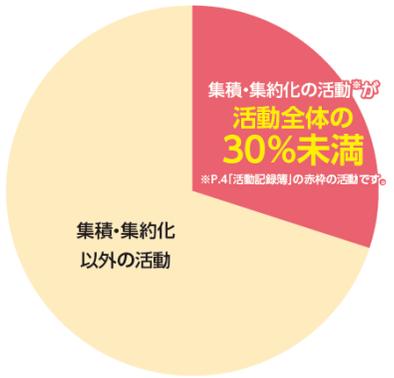
活動実績

これまで
活動内容に関わらず交付単価は6千円/人・月

今年度から
活動内容等により交付単価が
5千円/人・月、6千円/人・月、7千円/人・月
と変わりました。



交付単価は6千円/人・月



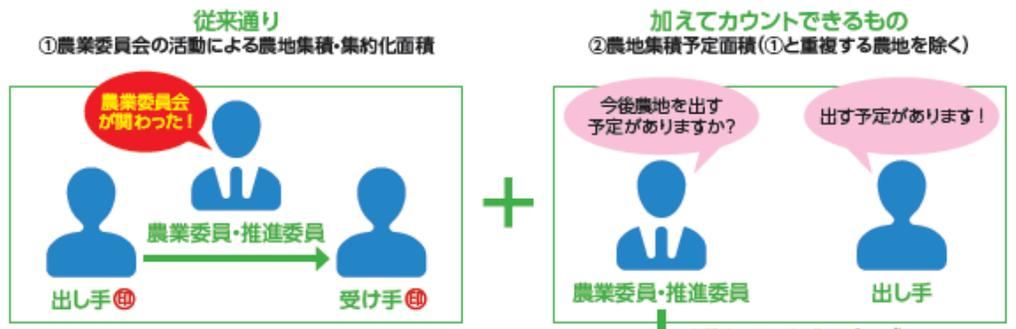
交付単価は5千円/人・月

機構集積・集約化の活動に**実質化[®]**
プラン実現のための活動が入っている
農業委員・推進委員の交付単価はその
活動日数の割合に応じて
最大 7千円/人・月

成果実績

- これまで
- ①担い手への農地の集積・集約化の実績として、農業委員会が関わったものであり、実際に農地が動いた場合にのみ成果としてカウントが可能
- 今年度（令和元年度）から
- ②実際に農地が動いていなくても動く予定（集積予定）のものも実績としてカウントが可能となりました。

※平成30年度まで①が無い場合②に特化を検討！



その他、農地の集約活動や中山間地域、果樹地域で一定の成果があれば交付額のUPに繋がります。

※令和元年度・2年度は工程表を作成した地域においては、事業実施年に見直しを行い、既存の人・農地プランに地番・面積を加えた場合でも対象となります。

(参考) 農地の貸付け等の意向

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
	計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

上乗せ条例整備状況：整備済み（987委員会）
最適化交付金活用状況：活動実績活用（1,021委員会）
（うち条例整備済み853委員会）
成果実績活用（399委員会）

※遊休農地対策の成果 = 「非農地通知」の実績を迷わず対象に

17. 農地利用の最適化にあたっての留意点

(1) 最適化指針と活動計画、点検評価

- ①最適化指針→全委員会で平成30年度中の策定必須
- ②活動計画・点検評価→6月末までにHPで公表→活動計画じゃ年度末までに策定前倒しを！
→平成31年度事業計画に「意向調査」と「話し合い活動（人・農地プラン）」を明記を！

(2) 活動記録簿

- ①毎日書く、とにかく書く、迷っても書く、該当しない事を書いて後で削除すれば良い
- ②毎月事務局へ提出、月に一度全員で整理
- ③定期的に活動記録簿を使用して報告会の励行

※記入必須事項

- 意向を把握した人の名前、内容（農地の賃借等意向等）、可能であれば（面積、地番）
- 話し合いに参加したこと（いつ、どこ、内容、役割）

(3) 農業委員・推進委員の連携

- ①農業委員・推進委員で班・チーム編成を
→推進委員<農業委員：推進委員の担当地区に農業委員もはりつける
→推進委員>農業委員：農業委員一人に複数の推進委員
- ②班・チームで定期的に会合を
- ③定期的に活動記録簿を使用して報告会の励行
(人前で報告することの重要性)

「日報を書き忘れないための3か条」

- その1 日報は日常生活の動線上に置いておく
*毎日必ず行く所に置いておくこと必ず目に入る！
例えば・・・
◆食卓の自分の席 ◆洗面所の歯ブラシの近く
◆トイレ ◆お布団の枕元
◆軽トラの中（施錠は確実に！） など
- その2 日報にはボールペンをセットしておく
*せっかく書こうとしても、ボールペンが見当たらないと、「後で書こう・・・」となって、結局書かないから！
- その3 何でもかんでも、とりあえず書く
*書くべきか悩んで結局書かないよりも、とにかく何でもかんでも書く。該当しないものは後から外せばいい！

きれいに丁寧に書く必要はありません！！
内容が確認できれば、箇条書き、なぐり書き、単語の羅列などなど・・・どのような書き方でも構いません。
醤油のシミがついていても構いません。
とにかく、活動したらメモを取る感覚でどんどん日報を書いていってください！！

18. 農地利用の最適化を紹介するHP開設

農業委員会活動の見える化サイト(仮)

目的：

農業委員会組織では組織内外に向けた農業委員会活動の「見える化」を徹底するため、全国1,703農業委員会の「**目標及びその達成に向けた活動計画**」と「**目標及びその達成に向けた活動の点検・評価**」を全国農業会議所のホームページ上で公表して、農業委員会組織への理解促進と活動強化に取り組む。

わたしたち農業委員会はこんな活動をしています
—農業委員会活動の「見える化」の取り組み—

**令和2年年度中
オープン予定**



私たち市町村農業委員会は、農業者を守り、その健全な発展に寄与するため、

- (1) 農地行政を担う組織
- (2) 農地利用の最適化を支援する組織
- (3) 農業経営の合理化を支援する組織
- (4) 農業者・農村の声を代表する組織

市区町村検索

 検索

として活動しています。

このサイトでは、私たちの活動状況を「目標及びその達成に向けた活動計画」、「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」として掲載しています。全国の農業委員会の活動がよく分かるようになっておりますので、お住まいの農業委員会、興味のある農業委員会をぜひご覧下さい。

「活動計画」「点検・評価」閲覧

北海道・東北

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東

茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県

中部

新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県

関西

滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

中国・四国

鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

九州・沖縄

福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

農業委員・推進委員用ポータルサイト

目的：農地利用の最適化の推進に向けて、農業委員・推進委員が現場活動に取り組むうえで有益な情報の提供や、他の委員等の取り組みを横展開するため

コンテンツ：農業委員会制度、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動事例
現場活動Q & A、様式例（意向把握実施、話し合い実施のチラシ等）
関連資料集（各種大会や研修会の資料）、女性委員の活動
映像ライブラリー（機構事業説明、会長大会、研修会等）

**令和2年1月
オープン**

農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイト

お問い合わせ

制度 | 活動事例 | Q&A | 様式集 | 関連資料集 | 映像 | 女性委員の活動

当サイトからのお知らせ

2019/12/12 農業委員・農地利用最適化推進委員用ポータルサイトを開設しました。



農業委員会制度

農業委員会の役割について
農業委員、推進委員の役割について



活動事例

全国の農業委員
推進委員の取組事例



Q&A

よくある質問



様式集

各委員の活動に使える
各種様式・テンプレート



関連資料集

農業委員会で開催している
各種大会・研修会の資料集



映像ライブラリー

各種大会などの動画リンク



女性委員の活動

みなさんの声を聴かせてください！

〇〇農業委員会から〇〇地区の農家の皆様へ
これからの地域と農家のあり方を考える
農地利用意向調査
ご協力をお願い

子どもや孫など次世代を担う農業者のため、将来の自治体の農業と農地利用について考えてください！

●●●農業委員会では、皆さんの農地利用意向や後継者の有無などを把握するため、意向調査を行います。調査結果は、5年後、10年後の地域農業の姿を検討する人・農地プランの作成に役立ちます。※調査結果はこの報告以外には共有しません。

●●●農地プランとは、地域の農業者の話し合いにより、地域の中心経営体・地域農業者の協働のあり方などを明確にし、将来性により公表する取り組みです。

●月頃開催予定

農業委員会による調査実施期間
〇〇月〇〇日
～
〇〇月〇〇日

皆さんが守ってきた農地を次世代に引き継ぎ、次世代が安心して耕作をしていくための**地域農業の未来図**を創ろう！

人・農地プラン協議会

〇〇農業委員会 農業委員：●●● ☎000-00000
農地について困っていることがございましたらお気軽にご相談ください。

農業委員会は〇〇に設置された行政委員会です。
農業委員会は、『農地等の利用の最適化（土地利用）の農地利用の集積、集約化、生産農地の発生・消滅、生産農地の転入の促進』の促進のための関係活動を中心に、農地法に基づく農地の売買・賃貸の許可、農地転用案件の審査など、農地に関する事務を執行しています。

20. 農地利用最適化活動の進捗確認を共有する仕組み－共有シート

○「共有シート」で勝負！→5年後見直しクリアへ→関係機関で共有し農地利用最適化達成へ！

記入例

農地利用最適化活動の進捗状況共有シート

市町村名 ○○市 農業委員会

2019年度
第4四半期

1. 基本情報

(1) 農業委員会の体制

① 改選年月	2018年	7月			
② 農業委員	14人	③ 推進委員	14人	④ 委員合計	28人
⑤ 専任職員	4人	(うち臨時職員)	1人		
⑥ 兼任職員	1人	(うち臨時職員)	0人	⑦ 職員合計	5人

(2) 農地面積・戸数

① 管内農地面積	5,000 ha
② 市街化調整区域内	2,000 ha
③ 農業振興地域内	1,400 ha
④ 管内農家戸数	3,600 戸

(3) その他情報

① 人・農地プラン数(みなしプランを含む)	8プラン
② うち実質化されたプラン数	5プラン
③ 話し合いで活用する地図のデータシステム	農地情報公開システム
④ 農地利用最適化交付金の活用の有無	有
⑤ 中間管理事業の事務委任の有無	有

2. 意向把握の取組状況

(1) 今年度の取組

	① 状況	② 把握方法	③ 対象	④ 対象数	⑤ うち前期以前重複	⑥ 新規対象数(=④-⑤)	⑦ 意向把握数			
							⑧ うち前期以前重複	⑨ 新規意向把握数(=⑦-⑧)		
第1四半期	実施	戸別訪問	その他	166 戸	166 戸	0 戸	156 戸	156 戸	0 戸	
第2四半期	実施	戸別訪問	その他	159 戸	159 戸	0 戸	144 戸	144 戸	0 戸	
第3四半期	実施	戸別訪問	中心経営体	322 戸	320 戸	2 戸	277 戸	275 戸	2 戸	
第4四半期	実施	戸別訪問	過去に貸付意向があった者	568 戸	568 戸	0 戸	370 戸	370 戸	0 戸	
↑ ※②以降は実施した委員会のみ入力				合計	1,215 戸	1,213 戸	2 戸	947 戸	945 戸	2 戸

	⑩ 貸付意向があった農地面積			⑭ 借受意向があった農地面積		
	⑪ うち前期以前重複	⑫ 新規貸付意向面積(=⑩-⑪)	⑬ うち貸付面積	⑮ うち前期以前重複	⑯ 新規借受意向面積(=⑭-⑮)	⑰ うち借受面積
第1四半期	1.5 ha	0.0 ha	0.6 ha	0.0 ha	0.0 ha	0.0 ha
第2四半期	2.0 ha	0.0 ha	1.5 ha	1.5 ha	1.0 ha	0.3 ha
第3四半期	0.1 ha	0.1 ha	0.0 ha	5.2 ha	2.0 ha	1.8 ha
第4四半期	2.1 ha	2.1 ha	1.0 ha	0.0 ha	0.0 ha	0.0 ha
合計	5.7 ha	0.1 ha	3.1 ha	7.7 ha	3.0 ha	2.1 ha

(2) 過去3か年度の取組(参考)

	① 状況	② 把握方法	③ 対象	④ 対象数	⑤ 意向把握数	⑥ 貸付意向があった農地面積	⑦ 借受意向があった農地面積	
								その他把握方法(該当委員会のみ)
2016年度	実施	集会で配付	認定農業者	411 戸	223 戸	0.2 ha	6.2 ha	
2017年度	実施	郵送	農地所有者	3,520 戸	2,310 戸	9.6 ha	23.0 ha	
2018年度	実施	郵送	その他	120 戸	74 戸	2.5 ha	0.1 ha	
↑ ※②以降は実施した委員会のみ入力				合計	4,051 戸	2,607 戸	12.3 ha	29.3 ha

3. 人・農地プラン等の話し合い活動の取組状況

	① 開催の有無	② 開催された地区数	③ 開催回数合計	④ 委員参加の有無	⑤ 参加委員数	⑥ 話し合いで担った役割						
						進行・集約	進行・集約補助	話題提供(事業・政策等)	現場活動報告(意向把握報告)	現場活動報告(意向把握報告以外)	その他	
											回数	その他役割概要
第1四半期	無	- 地区	- 回	-	- 人	- 回	- 回	- 回	- 回	- 回	-	-
第2四半期	無	- 地区	- 回	-	- 人	- 回	- 回	- 回	- 回	- 回	-	-
第3四半期	有	2 地区	2 回	有	3 人	1 回	- 回	- 回	1 回	- 回	1 回	集落への参加の声かけ
第4四半期	有	5 地区	6 回	有	13 人	3 回	6 回	1 回	3 回	1 回	- 回	-
合計		7 地区	8 回		16 人	4 回	6 回	1 回	4 回	1 回	1 回	総計 17 回

↑ ※②以降は開催があった場合のみ入力

↑ ※⑤以降は委員が参加した場合のみ入力

21. 意見の提出と情報提供活動

「意見の提出」 (第38条)
① 第2項に注目 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規程により提出された意見を考慮しなければならない。
② 政策のキャッチボールを
③ 利用意向調査、営農状況・意向調査等の具体的な数値を提示
④ 事務局体制の強化

「情報の提供」 (第6条第3項)
「情報提供無くして農利用の最適化無し」 →全国農業新聞・全国農業図書 →全国農業新聞の帯封を毎週解く！ ① 農地利用の最適化が分からない →最適化の記事が毎週掲載 →農業委員・推進委員皆購読！ ② 認定農業者と農業委員会の関係密接化 ③ 農業委員会の支援者を増やす取組 ④ 大会議案の実現に向けて！ →1人毎年2部、委員数の5倍

農地利用の最適化における全国農業新聞の活用

① **農家の意向把握**
農業委員・農地利用最適化推進委員が戸別訪問する等により、農家の意向を確認する際、十分な知識がないと「説明」ができない。

→農業委員会の活動に協力してもらうために普及する。

② **地域での話し合い活動**
「地域での話し合い」により、「将来、誰が、どこの農地を耕作するか」具体的に決めていく。話し合いを先導する「コーディネーター役」として、幅広い情報が必要。

知っておくべき情報の例

- ① 地域の現状（農地の保有・利用状況など）
 - ② 農家の意向把握の結果
 - ③ 農地利用の最適化を進める必要性
 - ④ 人・農地プランの実質化の進め方
 - ⑤ 農地制度、農地中間管理事業
 - ⑥ 先行事例・優良事例
- ほか

→全国農業新聞の事例を紹介するのも役割の1つ！

長野県松川町農業委員会

【農業委員会の体制】（平成28年12月16日移行）

- 新体制：農業委員11人、農地利用最適化推進委員5人、事務局職員3人
- 旧体制：農業委員15人、事務局職員3人

1 地区の特徴・状況、課題

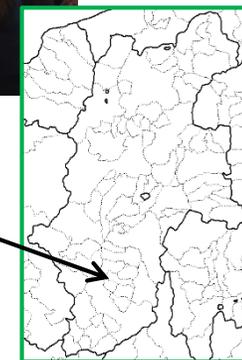
- 長野県南部の下伊那郡の最北、伊那谷のほぼ中央に位置する。東側の傾斜地では水稲、花きなどが、西側は梨やりんごなどの果樹栽培が盛んである。平成25年3月に町全体にて1プランを策定。平成25～29年、旧村単位に分割したプランを検討したが、策定が進まなかった。

2 活動の成果

- プランの策定をきっかけに集落営農活動が始まった。また、他地区でも話し合いが波及した。増野地区内で人・農地プランの中心経営体に位置づけられている27経営体への集積面積：50.32ha(75%)

3 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

- ① 平成30年6月に農業委員会内で検討し、モデル地区での展開を決めた。増野地区では、平成30年8月に45件を対象に全戸アンケート調査を実施。地元の女性農業委員が配布し、35件(回答率78%)から回答を得た。
- ② 平成30年9月から平成31年3月にかけて全6回の座談会を開催。初回と2回目はアンケート結果を踏まえて、i) 農業法人と40歳以下の後継者がいる農地、ii) 遊休荒廃地に色分けした地図を作成し、地区内で現況把握をした。3回目以降は2つのグループに分かれてワークショップを開催し、地域の強みや弱み、将来目指すべき姿などを模造紙や付せんを活用してアイデアを出し合った。
- ③ 座談会の進行役は農業委員が務めた。座談会には毎回約15～20人に参加している。20～80代と様々な年代の参加があり、中心経営体の参加もあった。特に男女比率は男性60%、女性40%と女性の参加者も多かった。
- ④ プランの策定をきっかけに、集落営農活動が始まっている。地区の農家が遊休農地などを活用して共同で農作業に取り組む任意組織が主体となっている。任意組織の運営には担当の農業委員が積極的に関わっている。
- ⑤ 同地区の取り組みが他地区にも波及し、大沢地区では座談会を開催するなど具体的な動きがみられている。



松川町

岐阜県大垣市農業委員会

【農業委員会の体制】（平成29年7月20日移行）

- 新体制：農業委員19人、農地利用最適化推進委員11人、事務局職員4人
- 旧体制：農業委員24人、事務局職員4人

1 地区の特徴・状況、課題

- 大垣地域・墨俣地域はほぼ平坦農地、上石津地域は中山間農地となっており、水稻等の土地利用型農業が中心となっている。合併により行政の農業に関する窓口は統一されているが、地域の窓口でもあるJAは、旧市町ごとに管轄が分かれており情報の収集や方針などが若干異なっている。

2 活動状況と今後の課題

- 2017年に市内20地区(JA支店単位)で既に策定されたプランごとに検討会を設置し、関係組織・団体の協力のもと、プランの見直しを進めている。今後は各地区での話し合いの単位を集落ごとに細分化し、各機関との連携を図りながら、さらに地域に入り込んだ議論を目指している。

3 人・農地プラン実質化に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

- プランがスタートした2014年頃は、市農林課が主導し、各地区プランを策定した。しかし見直す地区もあれば手付かずの地区もあるなど温度差があり、プランそのものの認知度も低かった。
- 2017年8月、**県農業会議が進める「新・ぎふ農業委員会活性化大作戦」**の目標の一つに、**プランを年1回以上見直すこと**が掲げられた。大垣市農業委員会はこれを受けてプランを軸とした活動の強化を決め、**市農林課やJAも巻き込んで**、市内20地区(JA支店単位)で既に策定された**プランごとに検討会の設置**に至った。
- 検討会のメンバーは、農業委員・推進委員、農事改良組合長、担い手など農業者が主体。ほぼ全ての地区で農業委員・推進委員が会長、副会長に就き、リーダーシップを発揮している。**事務局をJAの支店に置き、同委員会事務局や市農林課、JAが参加し、円滑な組織運営を支える。**
- **検討会の目的は、プランの見直しではなく、あくまでもプランを継続的に見直す素地をつくり、プランに基づき地域の持続可能な農業への取り組みにつなげる**ことである。**検討会規約には年1回以上の開催を明記している。**
- 2018年度は**各地区の農事改良組合に所属する耕作者や農地所有者を対象にアンケート**を行い、農業経営や農地利用の意向、地域農業の課題を把握した。そうした地域の状況把握に基づき地区検討会で協議し、全地区のプラン見直しを行った。市全体で足並みをそろえ、より地域の実情に合ったプランを練るために再スタートを切った。



大垣市

広島県三次市農業委員会

三次市



【農業委員会の体制】（平成29年4月1日移行）

- 新体制：農業委員19人、農地利用最適化推進委員29人、事務局職員11人（併任7人含む）
- 旧体制：農業委員34人、事務局職員11人（併任7人含む）

1 地区の特徴・状況、課題

- 広島県の北中部、中国地方の中心部に位置。耕地面積は5,860ha。うち水田が5,170ha。総農家数は平成27年までの10年間で約3割減り現在4,291戸。販売農家はそれ以上に減少して現2,971戸。農業従事者の平均年齢は平成22年に70歳を超え、平成27年には71.7歳に達した。

2 活動の成果

- 農地情報公開システムの地図機能を活用して、営農意向が見える化。地域の農業者と危機感を共有し、人・農地プラン作成の機運を高めた（平成31年3月末時点で36地区がプランを作成）。

3 課題解決に向けた活動（農地利用の最適化の推進の取組と工夫）

【農業委員、推進委員が戸別訪問で意向を把握】

- ① 平成29～30年度、75歳以上の農地所有者（水田3a、畑1a以上）の今後の営農意向を調査。調査対象となった1,224筆（116戸）を農業委員、推進委員がすべて戸別訪問し、1筆ごとの意向を聴き取った。
- ② その結果、約31haの貸し付け意向を掘り越した。
- ③ 貸し付け希望者には、農地情報公開システムで表示した地図を見せて、農地の場所や状況を共有しながら、地代や貸付期間・貸付相手の希望などの詳細な調査も実施。
- ④ 上川立中地域では、集落座談会でも同地図を活用し、人・農地プランの実質化へ近づいている。
- ⑤ 農業委員、推進委員はワークショップ形式の研修会を受講し、今後、地域の声を広く反映する話し合いへ準備を進めている。

【地域の農業者へ呼びかけたこと】

- 「5年後、10年後の地域の農地を考えてください」
- 「何もしないと、高齢の農業者が離農し地域農業が持続できません」
- 「離農する人の農地が、耕作放棄地化する前に担い手に集積する仕組みを考えましょう」
- 「地域外の担い手に来てもらうには、担い手が管理できるように地域で協力する形を整える必要があります」
- 「そのためにもまずは地域で話し合いをしましょう」